

弁護士と考える

# モラル ハラスメント

～心の傷、見えない支配～

モラルハラスメントとは、職場や学校、社会の中で他者に対して道徳的な価値観や行動基準を無視するような言動や行為を繰り返すことによって、被害者を傷つけたり、精神的な苦痛を与えたりする行為を指します。

モラルハラスメントは、私たちの日常生活のあらゆる場面で頻発している社会問題です。適切に対応するためには正しく理解することが必要です。

2024年 3月24日 日 14:00～16:00

講師 法律事務所 八丁堀法律センター 弁護士 寺本 佳代 さん

対象 どなたでも 定員 20人(要申込・先着順) 参加費 無料

会場 ゆいぽーと5階研修室 申込方法 裏面をご覧ください。

託児あり

いきいき



弁護士歴17年。一般民事事件のほか、離婚（DV）事件、労働事件、性犯罪被害者支援、生活困窮者支援などに携わっている。

広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）

<https://www.yui-port.city.hiroshima.jp/>



## 申込方法

申し込みフォームをご利用ください。

<https://forms.gle/YGDaJGTKwcQNMRC8A> (Google フォーム)

来館、電話、ファックス、電子メール等でも受け付けています。

下記「参加申込書」にある内容をお知らせください。

申込締切:2024年3月17日(日)



ファックスでお申し込みの方は、こちらの参加申込書をご利用ください。

[FAX] 082-248-4476

## 「モラルハラスメント ～心の傷、見えない支配～」 参加申込書

フリガナ 名 前	
年 齢	<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代～
電話番号 / ファックス番号	/
メールアドレス	
講師への事前質問(任意)	
託児の希望 (6か月～未就学児/定員3人・先着順)	年齢 歳 か月(3/24時点) 性別 男・女

●申し込みの際等にいただいた個人情報はゆいぽーとの事業以外には使用いたしません。

### 会 場 案 内

広島駅～広島港 広電西広島～宇品二丁目 横川駅～広電本社前	『 鷹野橋 』電停 下車
広島駅～観音 牛田～江波 広島駅～グランドプリンスホテル広島	
鷹野橋市営駐車場横の専用駐輪場 鷹野橋市営駐車場等の有料駐車場	をご利用ください。

### Map

〒730-0051 広島市中区大手町5-6-9

大手町4丁目  
バス停

元安川

鷹野橋商店街

鷹の橋  
商店街/バス停

鷹野橋電停

開館時間  
9:00～21:00  
休館日  
(月)・(祝)

### 【本講座関連施策】

第3次広島市男女共同参画基本計画(2021年3月) <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/53/217988.html>

- 基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
- 基本方針4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

主催・お申し込み・お問い合わせ

## 広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)

〒730-0051 広島市中区大手町5丁目6番9号 [TEL] 082-248-3320 [FAX] 082-248-4476  
[E-Mail] [info-y@yui-port.city.hiroshima.jp](mailto:info-y@yui-port.city.hiroshima.jp) [URL] <https://www.yui-port.city.hiroshima.jp/>  
[開館時間] 9:00～21:00 [休館日] 月曜日・祝日